

平成 28 年度事業方針

1. 基本的な考え方

第 2 期の「教育振興基本計画」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)等、国の青少年教育行政に関する基本方針を踏まえ、第 3 期中期目標・中期計画の初年度となる平成 28 年度年度計画を推進し、「新・機構元気プラン」(平成 26 年 6 月)を着実に実行する。その際、「青少年の現状と課題、そして機構が果たすべき役割」(平成 20 年 9 月)、「機構活性化プラン」(平成 22 年 1 月提示)、「今後の青少年の体験活動の推進について(答申)」(平成 25 年 1 月 21 日中央教育審議会)及び「子供の貧困対策に関する大綱」(平成 26 年 8 月 29 日閣議決定)の趣旨に十分留意する。

特に、機構の担う業務運営全体を通じて、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動をより一層推進する。

2. 教育事業の質の充実と普及

教育事業については、国立施設としての役割、効率的な予算の執行、各施設における事業バランスなどを考慮して、精選して実施する。

(1) 看板事業、地域力向上事業及び特別事業の実施

① 看板事業

看板事業は、施設の特色や立地条件、実績、活動プログラムを活かし、地域のニーズを踏まえた当該施設が全国に誇れる教育事業とする。

原則として、1 施設 1 事業(複数回開催のシリーズものを含む。)とし、中長期的な視点で実施し、頻繁な看板の架け替えは避けること。

② 地域力向上事業(旧モデル事業)

ア 地域力向上事業は、青少年の今日的な課題に対応し体験活動を推進するため、地域の教育資源を生かし、地域の教育力を向上させるプログラム開発事業として実施し、他の国立施設、周辺の公立の青少年教育施設等への普及及び活用を視野に入れ、厳選・特化して実施する。

また、原則として、1 施設 1～3 事業とし、概ね 3 年程度を 1 サイクルとして計画的に実施する。また、活動プログラム、運営手法等の普及に努めること。

※【地域力】(参考：フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』)

「地域力」とは、地域の構成員(周辺の青少年教育施設含む)が、地域の課題を把握し、自ら解決していく「地域の価値を創出する力」の事であり、地域教育力・地域子育て力などとも言われる「地域の総合力」としての意味を持つものである。

イ 地域力向上事業の具体的なテーマは、小 1 プロブレム、中 1 ギャップ等発達段階に応じた課題、児童養護施設や不登校の児童生徒等、青少年が抱える課題、若い親の子育てに係る課題、子供の貧困対策、ひとり親家庭等の自立支援、幼児期の遊び運動の推進、長期自然体験(1週間程度)等、当該地域の実情に応じて設定する。また、公立の青少年教育施設等への普及を円滑にするため、企画段階から関係機関・団体等との密接な連携・協力のもと、検討委員会等を開催して実施することが望ましい。

ウ 成果の把握に関しては、従来からの満足度アンケートや IKR 調査だけでなく、参加者の感想・行動など個人の変容を把握する。さらに、事業終了直後の変

容に加え、一定期間を置き学校や保護者、関係団体関係者から子供たちの変容の持続の状況などを把握するため、聞き取り又はアンケートを実施するなど工夫する。

エ なお、機構本部(以下、「本部」という。)は、地域力向上事業に関し、得られた成果や課題について、発表の機会を設け、機構内での情報共有に努める。

③ 特別事業

特別事業として、特定部門と自由部門の2部門を設定する。平成28年度の特定部門のテーマは、「青少年のネット依存対策」とし、本部と共に事業を実施する。なお、自由部門については、平成28年度の事業採択を平成27年度からの継続のみとし、新規の募集は行わない。

(2) 青少年教育指導者等の養成・研修事業の実施

青少年のための様々な体験活動を推進する青少年教育指導者等を対象とする養成・研修事業を実施する。

① 自然体験活動指導者養成事業(NEAL養成事業)

基礎的資格である自然体験活動指導者(リーダー)の養成事業を各施設で、自然体験活動上級指導者(インストラクター)の養成事業を3施設で実施する。また、自然体験活動総括指導者(コーディネーター)養成事業については、機構本部において隔年で実施する。

なお、自然体験活動指導者(リーダー)の養成事業については、平成28年度以降、随時、ボランティア養成研修と一体で実施する形態に移行する。

② ボランティア養成研修

教育事業や研修支援等の運営協力・指導補助などを担うボランティア人材を育成し、青少年教育におけるボランティア活動を一層推進するため、「ボランティア養成共通カリキュラム」に準拠した養成研修を全施設で実施する。

更に、近隣大学等と連携・協力し、各施設でのボランティア養成研修やボランティア活動が大学の授業科目として単位認定される等の措置を講じるなど、体験活動の意義を理解させ、学生のボランティア活動の活性化を図る。

また、「ボランティア養成共通カリキュラム」の自然体験活動指導者(リーダー)養成カリキュラムへの読み替え措置について、各施設に置かれているNEAL養成事業の主任講師(講習管理者)に周知徹底し、運用する。

③ 体験活動推進員養成研修の試行

地域における青少年の体験活動をより一層推進するため、既に「放課後子ども教室」や土曜日の教育活動などに参画している教育活動推進員、サポーター等の人材を対象に、「体験活動推進員」の養成研修を試行実施し、体験活動の重要性を青少年に普及させる地域の指導者を養成する。

④ 教員免許状更新講習

現行の学習指導要領の趣旨を踏まえ、自然体験や集団宿泊活動等に必要知識・技術の向上を図るため、更新講習を全施設で実施する。なお、大学等の教

育機関と連携して実施しても構わない。

(3) 青少年の国際交流の推進

青少年の国際交流の推進については、グローバル人材の育成を図るため、国内外の関係機関・団体等と連携して、アジアの青少年との交流事業や留学生を交え、日本人参加者を含めた国際交流事業等を実施する。

(4) 体験活動や基本的な生活習慣等の重要性に関する普及啓発

① 普及啓発事業の実施

子供たちの体力をはじめ、学力や規範意識の低下、中・高生の読書離れが進んでいる傾向が指摘されている中、子供たちの知・徳・体のバランスのとれた成長にとって、様々な体験活動や基本的な生活習慣の重要性を普及するため、保護者や学校、さらには広く社会に対して効果的な事業や取組みを発信する。その際、「子どもゆめ基金体験の風リレーションシップ事業」も活用しながら、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進する。

なお、体験の風をおこそう推進月間(10月)及び統一イベントデー(10月22日)には、各施設において地域や関係機関等と十分に連携し、多様な事業等の展開に努める。

② 生活・自立支援事業

「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月29日閣議決定)を踏まえ、困難な環境にある青少年を対象に、それぞれのニーズに合わせ、体験活動の充実を図るとともに、規則正しい生活習慣や自立する力を身に付けるための事業を全施設で実施する。

また、企画の段階から児童養護施設や母子寡婦福祉会等の連携先との事前打ち合わせにより、特定の状況下にある子供達に対する適切な支援ができるようにするとともに、特定の連携先との事業実施にならないよう、その諸準備に努める。

③ 幼児期の遊びを中心とした運動プログラムの推進

幼児期における多様な動きの獲得や体力・運動能力の基礎を培うとともに、様々な活動への意欲や社会性、創造性などを育むため、各施設において、平成27年6月に本部に設置した開発・普及委員会で作成しているガイドを活用し、利用団体へのプログラム提供や幼稚園児等の親子対象の教育事業、また、幼稚園、保育園等への出前事業を実施し、その普及を図る。

3. 研修支援の充実と利用拡大

(1) 利用者数及び稼働率50%以上の確保

「稼働率向上(利用者増加)のための方策」(平成20年12月)を踏まえ、各施設が策定する「平成28年度稼働率向上(利用者増加)のための数値目標の設定及び行動計画」の着実な実施に努めることにより、宿泊利用者の確保に取り組むと共に機構年間総利用者数500万人の維持及び全施設宿泊室稼働率50%以上を目指す。

また、四半期ごとに利用状況の検証を行い、施設利用に関するアンケートの分

析に努め、学校、青少年団体、地元関係者等に対する広報などの行動計画について、フォローアップを行う。更に、年度末には施設の研修支援等の体制に関する全般的な自己検証を行う。

(2)教育機能の充実

① 集団宿泊による基本的な生活習慣の徹底

青少年をはじめとする施設利用者に対して、日常の生活では体験することができない非日常的な活動を通して、魅力ある感動体験を提供することを、全職員に共通した施設全体の目標とする。具体には、基本的な生活習慣の確立や、交流、協力、奉仕、お手伝い、読書、外遊び等につながる様々な活動、「朝夕のつどい」といった「標準生活時間」による規則正しい生活、加えて「あいさつの励行」と「清掃の徹底」、さらに集団宿泊体験を通じた「規律ある行動」等の教育的意義の理解を図りつつ、団体責任者や各利用者への指導を徹底する。

なお、団体の特殊性や目的を踏まえ、利用者の立場に立った対応を常に心掛けるよう、全職員が共通した意識を持つ。

② 学習指導要領に対応した活動プログラムの実施

学校の実施する活動に関しては、現行の学習指導要領において「体験」の重要性が指摘され、特に小学校では自然体験活動や集団宿泊体験、中学校では職場体験活動、高等学校では社会奉仕体験活動や就業体験活動を積極的に実施することが明示されていることに十分に留意する。

また、学校の利用目的を的確に把握し、特別活動や総合的な学習の時間に限らず、体験的な学習を教育課程に適切に位置づけられるよう、各活動と指導要領の関連(教科、学年等)を具体的に整理し、学校利用の促進を図る。

(3)安心安全な教育環境の整備

清潔な生活環境、安全な野外活動環境の整備に日々努めるとともに、教材教具・活動備品、活動場所等の日常的な点検・改善整備等を通じて、安心安全な教育環境を確保する。

また、安全管理マニュアル等の点検、見直しを常時行い、マニュアルに則した日常業務を行う。